

専決処分について

次の事項について、平成31年3月31日付けで別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和元年5月15日提出

春日市長 井 上 澄 和

春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

提案理由

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)の一部改正に伴い、公費による介護保険料の軽減の強化に関し、春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を改正する必要が生じたが、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを市議会に報告し、その承認を求めるものである。

専 決 処 分

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、春日市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日

春日市長 井 上 澄 和

春日市介護保険条例の一部を改正する条例

春日市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「平成30年度から平成32年度までの各年度」を「平成31年度及び平成32年度」に、「31,320円」を「26,100円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料について準用する。この場合において、前項中「26,100円」とあるのは、「38,280円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度における保険料について準用する。この場合において、第2項中「26,100円」とあるのは、「50,460円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。